

業務指示書

基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年11月12日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年11月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：学校建設を含む基礎教育分野に係る調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：基礎教育分野に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 教育開発】

- 1) 類似業務の経験：基礎教育分野に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計】

- 1) 類似業務の経験：学校建築・設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年11月21日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(US\$1 =109.06円 , EUR1 =137.52円 , KHR1=0.027円 , BDT1=1.423円 , MWK1=0.240円 , MAD1=12.487円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
- 条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括
教育開発
建築設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.92 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年12月9日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括	(30.00)	()
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 教育開発	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 建築設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

JICAはポジションペーパー「JICAの教育分野の協力-現在と未来-」(2010年9月)において基礎教育のアクセス拡大に向け、学校建設を基礎教育協力の柱の一つに位置付けており、教育へのアクセスを阻害する主要因である教育施設の不足や劣悪な教育環境に対し、主に無償資金協力事業により教育施設の建設を実施してきている。無償資金協力による小・中学校建設は「トンガ国小学校建設計画」(1980年E/N署名)及び「モルディブ国学校建設計画」(1980年E/N署名)を第一号とし、1990年にタイ国ジョムチェンにおいてUNESCO等により開催された「万人のための教育会議(Education for ALL: EFA)」をうけ、1990年代半ばから徐々に増加した。対象地域は以前からアフリカ地域が主であったが、2008年第4回アフリカ開発会議において約40万人に裨益する小・中学校1,000校5,500教室の建設をわが国が表明したことをうけてサブサハラアフリカにおける小・中学校建設の占める割合が一層増加した。わが国の「日本の教育協力政策2011-2015」においても、子どもが学校にアクセスしやすく、かつ継続して通いやすい環境整備のため、安全な学習環境の整備が重点支援項目の一つに引き続き位置付けられている。

初等教育の完全普及がミレニアム開発目標に位置付けられ、教育施設整備のニーズがサブサハラアフリカにおいて増大したこと等をうけ、JICAは、2006年よりコミュニティ開発支援無償サブスキーム(以下、「コミ開支援無償」)により、現地施工業者による小・中学校建設を実施してきている。コミ開支援無償の導入により工事費の引き下げを図り、主にサブサハラアフリカにおいて増大する小・中学校建設ニーズに対応してきた。

他方で、アジア及び中南米地域においては近年、台風、地震、サイクロン等の自然災害による被害をうけ、防災の観点を取り入れた小・中学校建設ニーズが高まってきており、防災の観点を取り入れた設計基準を現地施工業者が満たすことが困難な国においては一般プロジェクト無償により小・中学校建設を実施してきている。また、中所得国における小・中学校建設については、モロッコ国「基礎教育セクター支援事業」(2013年L/A調印、承諾額89.9億円)、「地方部中学校拡充事業」(2003年L/A調印、承諾額89.35億円)等、プロジェクト型借款による支援を行っている。

セクターワイドアプローチのもと、2000年頃からプロジェクト型援助による小・中学校建設から、財政支援、プールファンド型支援により教育施設建設を含むプログラム型セクター支援が主流となった。その流れをうけ、対象国の策定する教育開発計画のもと他ドナーとの援助協調の観点から、JICAは一部の国において貧困削減戦略支援無償を実施してきている。貧困削減戦略支援無償の例としてバングラデシュにおける貧困削減戦略支援無償(教育)(2012年、贈与額5億円)があげられる。

財政支援及びプールファンド型支援等、小・中学校建設を巡る援助スキームが多様化、防災の主流化等、小・中学校建設に期待される援助効果の多様化と高まりをうけ、小・中学校建設に係る実績を整理し、JICAの小・中学校建設に係る質・効果向上のための課題を分析し、改善策をとりまとめる必要が生じた。

2. 業務の目的

本基礎研究は、JICAの小・中学校建設に係る実績をもとに、ドナー間・スキーム間の比較を通じ、JICAの小・中学校建設の質・効果向上のための課題を分析し、改善策を取りまとめることを目的とする。期待される成果は、以下のとおりである。比較分析の観点は「4. 実施方針及び留意事項」及び「5. 業務の内容イ(ア)」を参照のこと。

1) JICAによる小・中学校建設に係る実績をもとに对外発表資料が作成される。

- 2) JICA のスキーム間の小・中学校建設に係る比較分析が行われる。
- 3) 他ドナーによる小・中学校建設との比較分析が行われる。
- 4) JICA の小・中学校建設に係る課題が抽出される。
- 5) 上記 4) の課題に対する改善策がとりまとめられる。

上記 2) のスキームは、一般プロジェクト無償、コミュニティ開発支援無償、防災・災害復興支援無償、貧困削減戦略支援無償、プロジェクト型借款を主に取り上げる。また、上記 5) の改善策は、学校建設に係るスキーム運用マトリックス(案件の目的・特徴・地域/国別のスキーム運用に係るクライテリアをまとめたもの)を含む。

3. 業務の範囲

本業務は、「基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」(以下、「基礎研究」という)の「2. 業務の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示される業務を行い、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

ア. JICA による小・中学校建設実績に係る対外広報資料の作成

JICA は、無償資金協力を中心に開発途上国における小・中学校建設を行ってきており、教育分野の協力全般に係るデータ集計の一環として実績を取りまとめているが、小・中学校建設の実績に限った対外公表資料は取りまとめていない。本基礎研究においては、JICA による小・中学校建設の実績をもとに、建設教室数及び裨益児童数等の成果を対外的に分かりやすく示す資料(パワーポイント等の簡易なもの)を作成する。

イ. 小・中学校建設に係る標準的指標・データ分析手法

JICA は、『基礎教育協力の評価ハンドブック』(2011 年)において学校建設に係る標準的指標をとりまとめている。本基礎研究においては、他ドナーの学校建設に係る標準的指標をとりまとめ、比較を行う。また、就学児童数の将来予測及び経済的内部収益率の算出を中心に、他ドナーの分析方法をとりまとめ、比較を行う。

ウ. 小・中学校建設の品質レベル、工期等の比較

JICA は、一般プロジェクト無償、コミ開支援無償、貧困削減戦略支援無償、プロジェクト型借款により、開発途上国に対する小・中学校建設支援を行ってきている。本基礎研究においては、建設された小・中学校の品質レベル(構造安全性能、保護性能、使用性能)・コスト、調査から完了までの工期、先方実施機関を含む実施体制等に関し、スキーム間・ドナー間の比較を行う。特に、品質レベルについては、開発途上国の現地業者を活用する場合の標準品質に関し、他ドナーとの比較を行う。また、他ドナーに関し、現地施工業者による工事の品質・工期管理の体制及び方法等について情報収集・分析を行う。なお、一般プロジェクト無償とコミ開支援無償の比較に関しては、契約締結後、『コミュニティ開発支援無償の効果検証』(内部資料・2012 年 11 月)を参照する。

エ. 小・中学校建設プロジェクト/プログラム計画策定に係るドナー間比較

他ドナーによる小・中学校建設は、プロジェクト型で行われることが少なく、財政支援やプールファンド型支援等のプログラムの一部として行われることが多い。他方で JICA による小・中学校建設支援はその大半をプロジェクト型で実施している。本基礎研究においては、他ドナーによる小・中学校建設を含むプログラム型協力のコンポーネン

トを参照しつつ、JICAの小・中学校建設支援に技術協力等の他スキームを組み合わせ、教育協力としての開発効果を向上させる方策を提案する。

また、小・中学校建設において、建築設計、対象校選定、維持管理支援のあり方に関し、JICAは対象国の状況に応じて検討し、基本計画を策定している。本基礎研究においては、他ドナーの建築設計、対象校選定、維持管理支援のあり方について調査し、改善策をとりまとめる。

オ. JICAの小・中学校建設に係る付加価値の向上

JICAは、開発途上国からの要請内容をうけて小・中学校建設を実施してきている一方で、防災の主流化等を進めている。本基礎研究においては、JICAの防災の観点を取り入れた小・中学校建設の実績をレビューし、JICAの小・中学校建設に係る付加価値向上のための提言を行う。

また、JICAは、本邦企業との民間連携事業（中小企業海外展開支援事業、民間連携ボランティア派遣、BOPビジネス連携促進）を推進している。本基礎研究においては、それら事業を通じて得られた知見や成果を活用することにより、従来の小・中学校建設の付加価値を高めることが可能かを検討し、提案を行う。なお、提案の検討においては、草の根無償資金協力や本邦NGOの取組みとの連携についても検討する。

カ. 現地調査対象国の選定

本基礎研究における現地調査対象国は、アジア地域から2カ国及びアフリカ地域（北アフリカを含む）から2カ国（英語圏1カ国、仏語圏1カ国）の計4カ国を選定することとし、カンボジア、バングラデシュ、マラウイ、モロッコの計4カ国を想定している。プロポーザルにおいて、上記4カ国以外の国を現地調査対象国として提案することは可とするが、現地調査対象国はアジア地域から2カ国及びアフリカ地域（北アフリカを含む）から2カ国（英語圏1カ国、仏語圏1カ国）の計4カ国とする。

5. 業務の内容

上記「5. 業務の方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

ア. 国内事前準備

- (ア) JICAの協力等に係る資料の収集・分析を行い、基礎研究に係る調査計画書（案）を策定する。基礎研究に係る調査計画書（案）において、現地調査対象国、調査・分析手法の提案を行う。
- (イ) 基礎研究に係る調査計画書に基づき、現地調査の対象とする小・中学校建設案件、他ドナーを選定する。また、国内調査、現地調査項目を整理し、質問票を作成する。
- (ウ) JICA関係部との会議に出席し、上記（ア）及び（イ）に係る発表を行い、関係部のコメントをもとに基礎研究に係る調査計画書等の改訂を行う。

イ. 第一次国内作業

- (ア) JICAの小・中学校建設案件、他ドナーによる小・中学校建設を含む基礎教育開発プログラム/プロジェクトに関し、以下の事項に係る情報収集・分析を行う。
 - a セクター開発戦略における小・中学校建設の位置づけ、開発途上国における小・中学校建設ニーズの動向
 - b 標準的指標及びデータ分析手法
 - c プログラムの構成及び技術協力等との相乗効果

- d 品質レベル及びコスト
- e 標準工程、工期
- f 標準設計、設計上の工夫
- g 対象校選定
- h 維持管理支援
- i 実施体制

(イ) JICA 関係部との会議に出席し、上記(ア)に係る発表を行い、出席者からのコメント等をもとに現地調査計画の改訂を行う。

ウ. 現地調査

(ア) JICA との事前打合せ、現地調査対処方針会議等に参加する。

(イ) JICA 在外事務所及び調査対象国教育省、対象校関係者等に、基礎研究に係る実施計画の説明を行う。

(ウ) 第一次国内作業の結果をふまえ、JICA の小・中学校建設案件、他ドナーによる小・中学校建設を含む基礎教育開発プログラム/プロジェクトに関し、以下の事項に係る情報収集・分析を行う。

- a セクター開発戦略における小・中学校建設の位置づけ、開発途上国における小・中学校建設ニーズの動向
- b 標準的指標及びデータ分析手法
- c プログラムの構成及び技術協力等との相乗効果
- d 品質レベル及びコスト
- e 標準工程、工期
- f 標準設計、設計上の工夫
- g 対象校選定
- h 維持管理支援
- i 実施体制

エ. 第二次国内作業

(ア) 現地調査結果をもとに、スキーム間、ドナー間の小・中学校建設の比較分析結果をとりまとめ、JICA の小・中学校建設に係る案件形成、調査、実施監理、制度全般に係る課題を抽出する。また、JICA の小・中学校建設に係る付加価値向上のための取組みを検討する。

(イ) 上記(ア)により抽出された課題、取組みをもとに改善策案を作成する。

(ウ) JICA 関係部との会議に出席し、上記(ア)及び(イ)に係る発表を行い、関係部のコメントをもとに改善策のとりまとめを行う。

(エ) 上記(ウ)をふまえ、基礎研究に係る最終報告書案を作成し、JICA に提出する。

6. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、イ及びウを成果品とする。成果品の提出期限は2015年6月上旬とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、関係機関との協議等に必要な部数は別途用意すること。

ア. 基礎研究に係る調査計画書：和文1部・英文1部・仏文1部

イ. 基礎研究に係る最終報告書：和文3部（製本版）、CD-R1枚

- ウ. 基礎研究に係る最終報告書要約：和文3部・英文3部・仏文3部
- エ. デジタル画像集（デジタル画像20枚程度）・対外広報資料：CD-R1枚（）

※成果品等についてはJICAへ電子データも提出する。

※成果品等の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2010年3月）を参照する。報告書類は特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。

※英文・仏文の報告書等の作成に当たっては、国際的に通用する英文・仏文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識が豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査実施スケジュール

本業務の工程は、以下を目途とする。

2014年12月下旬より国内作業を開始し、2015年6月上旬に基礎研究に係る最終報告書を提出する。

	2014	2015					
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
事前準備	■						
第一次国内作業		■■■■■					
現地調査			■■■■■				
第二次国内作業				■■■■■	■■■■■	■■■■■	
最終報告書提出							▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

JICAが想定する業務量の目途は以下のとおり。

(1) 業務量の目途：

全体： 約8.92MM

(2) 業務従事者の構成（案）

ア. 総括（2号）

イ. 教育開発（3号）

ウ. 建築設計（3号）（対象国経験・語学力評価せず）

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

本調査においては、本邦からの通訳の同行は認めないが、仏語圏地域における調査に限り、現地で通訳を備上することが可能である。現地通訳備上に係る経費を見積金額に

含めること。

3. 対象国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、調査対象国から特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本調査実施にあたり JICA 在外事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、現地 JICA 事務所が関係諸機関との初回アポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行う。

4. 配布資料等

(1) 公開資料

- ・基礎教育協力の評価ハンドブック

JICA 図書館ホームページにて公開

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000002640.html>)

5. 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時には同事務所と常時連絡をとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

6. その他留意事項：複数年度契約について

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上